REPORT 2020

香川県信用保証協会

CONTENTS

ごあいさつ	1P
プロフィール	2P
信用保証のしくみ	3P
信用保証の内容	4 ～ 5P
保証制度のご案内	6 ～ 9P
2019年度のとりくみ	10 ～ 13P
2019年度事業報告	14 ～ 19P
2019年度経営計画の評価（要約）	20 ～ 22P
第5次中期事業計画（2018年度～ 2020年度）（要約）	23P
2020年度経営計画（要約）	24 ～ 25P
コンプライアンス	26P
個人情報保護	27P
役員・組織図	28P

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2020」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

今年は、年明け前後に中国で発生した「新型コロナウイルス」が、今や我が国のみならず全世界を席巻し、世界経済の停滞を引き起こしています。このことにより、改善傾向にあった本県経済の今後の見通しは厳しいものが予想され、特に、中小企業・小規模事業者においては、これまで経験したことがないような厳しい経営環境に直面しています。

こうした中、当協会におきましても、本年1月末には「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、3月からは既存のセーフティネット保証を、さらに5月からは、国や県が新たに制度化した「新型コロナウイルス感染症対応資金制度」や「危機関連融資」に関する保証の取り扱いを開始するなど、必要な対応を行っているところであります。まだまだ先行きは予断を許しませんが、こうした対応により、少しでも多くの中小企業や小規模事業者の方々が、事業の継続を果たすことができるよう念願しています。

「厳しい寒さの後、春の訪れを告げ見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が、明日の希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができるような時代にしたい。」という期待が込められた「令和」の時代が始まったばかりですが、私どもに課せられた役割の重さに思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

香川県信用保証協会 会長　**天雲　俊夫**

プロフィール

●経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

●行動指針

① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

●プロフィール （2020年 3月 31日現在）

名　称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年9月21日
業務開始年月日	1949年10月1日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月1日 法律第264号）
基本財産	143億円
保証先企業数	6,444企業
保証債務残高	75,590百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101（香川県産業会館内）
役職員数	54名

●沿革

1949年 9月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
10月	高松市六番町31番地にて業務開始
1950年 4月	高松市五番町4番地の1へ事務所移転
1953年 8月	信用保証協会法公布・施行
1954年10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
1967年11月	香川県中小企業センターへ事務所移転（高松市丸の内2番地の3）
1986年 4月	香川県産業会館（現事務所）へ事務所移転（高松市福岡町二丁目2-2）

信用保証のしくみ

●信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。

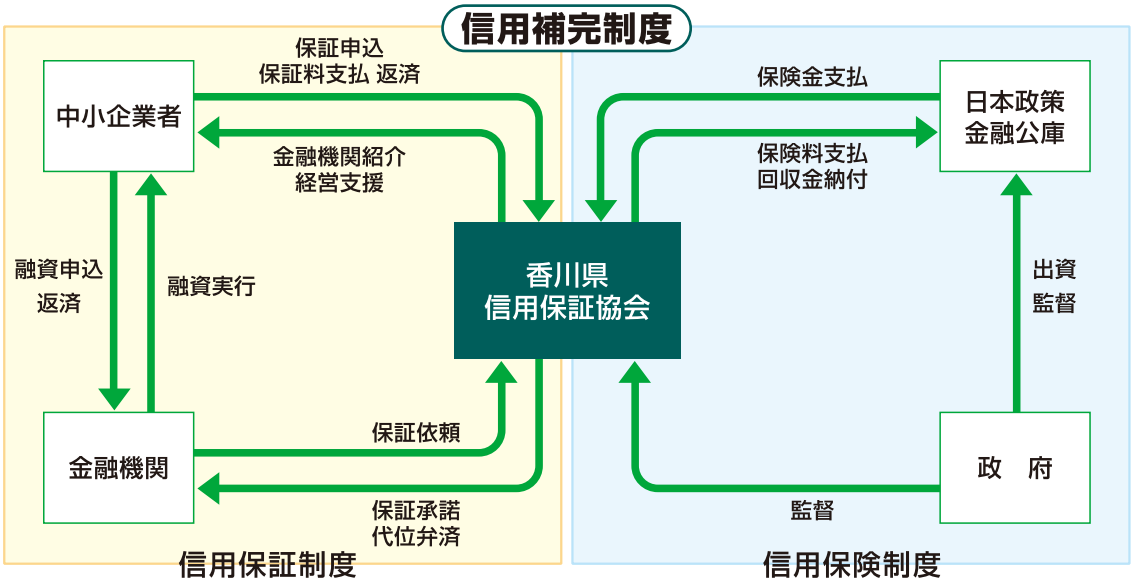

●信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。

保証申込
中小企業者は取引金融機関、もしくは保証協会へ申込を行います。

↓

保証承諾
保証協会は申込内容について検討し、承諾した場合、金融機関へ信用保証書を交付します。

↓

融資実行
信用保証書に基づき、金融機関は融資を実行します。
保証協会は中小企業者から、信用保証料を頂きます。

↓

返　済
中小企業者は返済条件に基づき、金融機関へ返済を行います。

↓

仮に返済が出来なくなった場合

代位弁済
保証協会は、中小企業者に代わって金融機関へ弁済を行います。

↓

返　済
保証協会は、中小企業者から返済を受けます。

●信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

保険料支払
保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を支払い、日本政策金融公庫は保証協会の保証について保険を引き受けます。

↓

保険金支払
日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関へ代位弁済を行った際に、代位弁済元本の約80%の保険金を保証協会へ支払います。

↓

回収金納付
保証協会が中小企業者から返済を受けた際に、保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金の納付を行います。

信用保証の内容

●ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

1.企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外（製造業・建設業・運輸業等）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	ー	300人以下

2.業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

3.所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

●保証の内容

1.保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円（組合の場合4億8千万円）となりますが、このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

2.資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

3.連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

4.担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

●信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1.信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 （1.62）	1.75 （1.49）	1.55 （1.32）	1.35 （1.15）	1.15 （0.98）	1.00 （0.85）	0.80 （0.68）	0.60 （0.51）	0.45 （0.39）
責任共有外保証料率 （特殊保証）	2.20 （1.87）	2.00 （1.70）	1.80 （1.53）	1.60 （1.36）	1.35 （1.15）	1.10 （0.94）	0.90 （0.77）	0.70 （0.60）	0.50 （0.43）

※ 第１期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、５区分が採用されます。
※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証（カードローンを含む）」を指します。

2.中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

3.信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合（根保証を含む）
　貸付金額 × 保証料率（年率）× 保証期間

② 返済方法が均等分割返済の場合
　貸付金額 × 保証料率（年率）× 分割係数（※）× 保証期間

（※）分割係数表

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

●責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の２つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

負担金方式

保証時

保証部分 100%

代位弁済時

保証協会の代位弁済部分 100%　／　負担金 20%

保証協会は100%代位弁済を行いますが、事後的に金融機関から約20%の負担金の支払いを受けます。

部分保証方式

保証時

保証部分 80%　／　非保証部分 20%

代位弁済時

保証協会の代位弁済部分 80%　／　金融機関負担部分 20%

保証協会は80%部分については代位弁済を行いますが、残りの20%部分は金融機関の負担となります。

保証制度のご案内

●ニーズ別保証制度一覧

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
簡易迅速な要件対応型の独自保証制度			
ニューアシスト保証	業況及び財務内容に特段の問題がなく、信用保証協会の保証付融資の残高がない方	3,000万円	運転　10年以内 設備　15年以内
パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な方	1億円	一括返済　1年以内 分割返済 運転　10年以内 設備　15年以内
コラボさぬき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める方 （プロパー協調）	（CRD区分7以上） 1億6,000万円 （CRD区分6以下） 8,000万円	一括返済　1年以内 分割返済 運転　10年以内 設備　15年以内
ステップアップ保証	長期資金が必要な方	1,000万円	10年以内
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間
新規に事業を始められる方			
創業関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む）	2,000万円	10年以内
創業等関連保証	個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方（開業して5年未満の方を含む）	1,500万円 （ただし、開業前については自己資金の範囲内）	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証　一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む）	2,000万円 （ただし、開業前については自己資金の範囲内）	運転　5年以内 設備　10年以内
【県制度】 新規創業融資保証　開業プラン サポートタイプ	（公財）かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方	2,000万円 （ただし、開業に必要な資金の80%以内）	運転　5年以内 設備　10年以内
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方（開始して1年未満のものを含む）	700万円	5年以内
小規模事業者の方			
ニューアシストS保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	10年以内
小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済　1年以内 分割返済　10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内 7年超10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 （特産振興小口融資）	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

資金使途	貸付利率	保証料率（%）									責任共有	備　考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		
運転資金 設備資金	金融機関所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	
運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転･設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関所定	0.85	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関所定	0.85	対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58	対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.45%	0.58	対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.50%	0.58	対象外	丸亀市の保証料及び利子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関所定	0.50									対象外	
		0.30（セーフティネット保証）										
運転資金 設備資金	金融機関所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外	
		0.60（セーフティネット保証）										
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45		
		0.60（セーフティネット保証）										
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び利子補給あり
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1 ～ 4号又は6号）									対象外	
運転資金 設備資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	保証料及び利子補給の有無は市町の定めるところによる
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1～4号又は6号）									対象外	

保証制度名		対象者	限度額	保証期間
一般的な事業資金が必要な方				
普通保証		一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	20年以内
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）		業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	10年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転　5年以内 設備　10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内
【県制度】 経済変動対策融資		県内で事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内
				7年超10年以内
資金の反復・継続利用が必要な方				
手形貸付根保証		一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	2年以内
手形等割引根保証		一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	2年以内
当座貸越（貸付専用型）根保証		一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間
事業者カードローン当座貸越根保証		一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間
経営者保証を不要とする保証制度				
財務要件型無保証人保証		一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済　2年以内 分割返済　7年以内
インバウンドビジネスの誘致・推進に資する保証制度				
インバウンドビジネス推進保証		インバウンド（訪日外国人旅行客）の誘致・推進による新たなビジネスチャンスを創造・活用し、かつ、金融機関の推薦を受けている方	8,000万円	10年以内
瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度				
ぐるり瀬戸内活性化保証		せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済　1年以内 分割返済　10年以内
事業承継の円滑化に資する保証制度				
事業承継特別保証		事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済　1年以内 分割返済　10年以内
金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方				
経営力強化保証		金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済　1年以内 分割返済 運転　5年以内 設備　7年以内
事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）		認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	一括返済　1年以内 分割返済　15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証		香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度				
危機関連保証		突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 （組合 4億8,000万円）	10年以内

資金使途	貸付利率	保証料率（%）									責任共有	備　考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		
運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関所定	0.75（5号又は7 ～ 8号）									対象	
		0.85（1 ～ 4号又は6号）									対象外	
運転資金 設備資金	1.80%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1 ～ 4号又は6号）									対象外	
運転資金	1.70%以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1 ～ 4号又は6号）									対象外	
運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1 ～ 4号又は6号）									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60（セーフティネット保証5号又は7 ～ 8号）										
		0.60（セーフティネット保証1 ～ 4号又は6号）									対象外	

運転資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転･設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転･設備資金	金融機関所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	

運転資金 設備資金	金融機関所定	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	対象	「インバウンドビジネス推進計画書兼推薦書」が必要

運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要

運転資金 設備資金	金融機関所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

運転資金 設備資金	金融機関所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金を借換える場合は保証期間10年以内
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関所定	0.80									対象	事業再生計画に従って設立される法人も対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に従って設立される法人も対象
		1.00									対象外	

運転資金 設備資金	金融機関所定	0.80	対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能

2019年度のとりくみ

●感謝状贈呈式

2018年度の保証推進に積極的に取り組まれた金融機関の40店舗様に対して、感謝状を贈呈しました。

2019年6月21日

●金融機関との連携強化

金融機関の若手職員の方々に信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証協会業務講座を開催しました。講座の前半は協会職員が保証業務に関して講義を行い、後半は協会の若手職員も交えてグループディスカッションを行いました。

また、金融機関との研修会や勉強会を個別に行い連携強化に努めました（延べ出席店舗68カ店、出席者数109人）。

2019年11月1日・15日

●創業支援における連携

商工関係団体が主催する創業セミナーに協会職員を派遣して、創業に関して講義を行いました。

2019年6月18日

2019年7月31日

●大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

2020年1月24日

●インバウンドセミナー

2019年7月に香川県・株式会社ぐるなびと共催で「香川県インバウンド対策セミナー」を開催しました。また、2020年2月には当協会など産業支援機関と香川県観光協会による「インバウンドセミナー」を高松市内で開催しました。セミナー終了後には、講師と協会職員等による個別相談会を行いました。

2019年7月10日

2020年2月4日

●香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」が設置されています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しています。

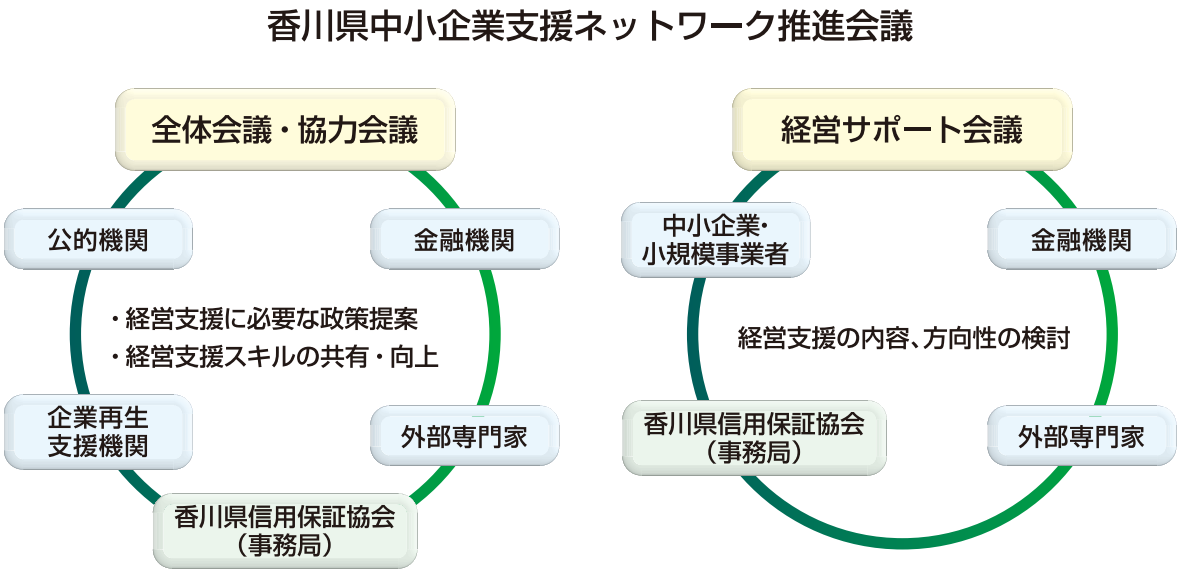

2019年6月5日

●かがわ産業支援財団と連携強化で覚書締結

香川県信用保証協会と公益財団法人かがわ産業支援財団は、中小企業・小規模事業者の支援等のため、相互に業務連携・協力を行うことで、地域企業支援の促進及び地域経済の発展を図ることを目的として覚書を締結しました。

覚書締結の経緯及び理由

香川県信用保証協会では、信用保証制度を通じて、地域の中小企業者の経営の安定と強化のための支援を行っています。

公益財団法人かがわ産業支援財団では、県内企業の総合的支援機関として、新産業の創出や地域企業の経営基盤の強化等を図るための支援を行っています。

協会と財団は、これまで、同じ産業支援機関として県内経済の活性化を図るため、協会による財団事業への共催・後援や、両者が各種ネットワーク及び協議会を介してそれぞれの事業内容について情報交換・広報活動を行うこと等で互いに連携してきました。

この度、協会は地域の中小企業者の経営の安定と強化の支援を一段と推し進めるため、業務連携・協力に関する覚書を締結したい旨財団へ働きかけました。

財団から、より緊密な連携・協力体制を構築することを通じ、地域の中小企業者の課題を解決し、経営基盤の安定、強化等に寄与することができると賛同いただき、覚書締結に至りました。

今後の具体的な取り組み

互いの支援施策を連携させ、財団の無料経営相談等を活用し、新規創業・新分野進出を含む中小企業者が直面する様々な課題に対し、協会の信用保証の活用による資金面での強力な支援が出来ると考えています。

加えて、両者が有する中小企業者とのネットワークを活用し、相互の支援施策を周知・紹介することで、利用者の拡大を図ることが出来ると考えています。

さらに、支援が必要とされる中小企業者を相互に紹介し、支援に関する情報を共有することで、中小企業者の経営の安定と強化に向けた支援をより一層効果的に推し進めることができると考えています。

2019年9月25日

2019年度事業報告

●2019年度事業概況

保証承諾

提携保証「しんらい」の要件見直しなどの保証推進、年度末の新型コロナウイルス感染症への対応等から保証承諾額は375億78百万円（対前年度比152.9%、対計画比129.6%）となりました。

保証債務残高

755億90百万円（対前年度比108.0%、対計画比108.0%）となりました。

代位弁済

返済緩和を繰り返す中小企業において、正常化に至らず倒産するケースが増えてきており、17億10百万円（対前年度比126.8%、対計画比114.0%）となりました。

実際回収

不動産処分による回収の増加などから、4億68百万円（対前年度比118.9%、対計画比117.0%）となりました。

■年度別事業概況及び計画数値

【保証承諾（年度累計）・保証債務残高（年度末）】

【代位弁済（元利）（年度累計）】

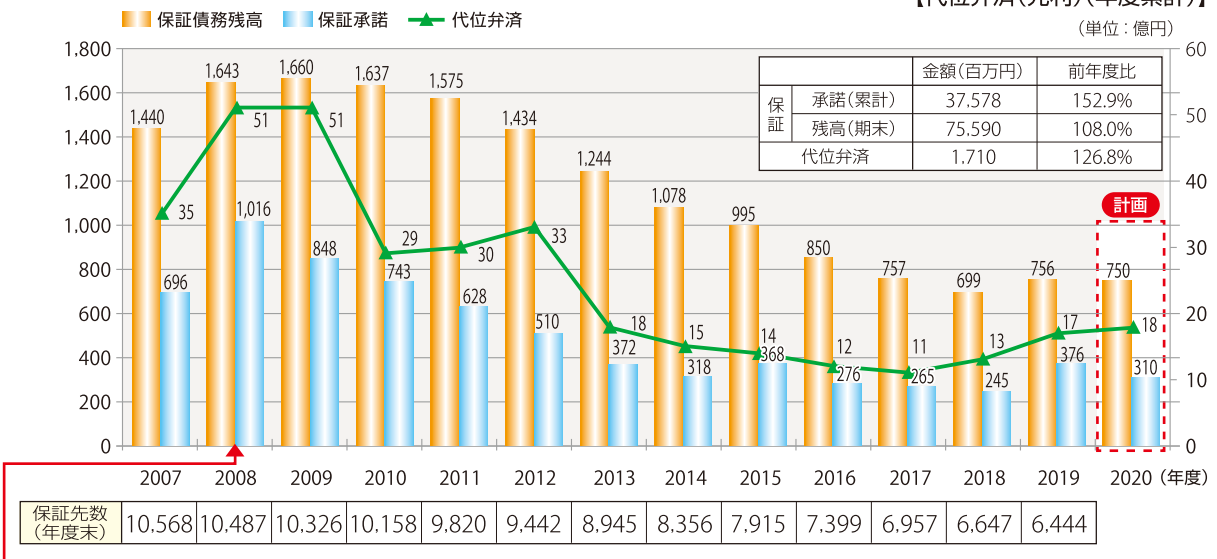

		金額（百万円）	前年度比
保証	承諾（累計）	37,578	152.9%
	残高（期末）	75,590	108.0%
代位弁済		1,710	126.8%

保証先数（年度末）	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915	7,399	6,957	6,647	6,444

リーマンショック

緊急保証制度（2008.10～2011.3）

金融円滑化法　施行（2009.12～2013.3）

＜参考＞　返済緩和先（年度末）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019
保証債務残高（百万円）	21,568	19,909	17,203	14,849	13,725	12,807
保証先数（社）	970	900	825	727	693	662

●保証承諾

業種別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	415	4,966	377	4,271	480	6,432
建設業	821	7,462	734	6,413	969	10,107
小売業（飲食業含む）	594	4,182	533	4,143	723	6,586
卸売業	310	3,439	289	3,660	323	4,622
不動産業	76	740	82	720	107	1,493
サービス業	395	3,404	389	3,315	518	5,177
その他	171	2,323	140	2,059	213	3,161
合　計	2,782	26,506	2,544	24,580	3,333	37,578

2019年度グラフ

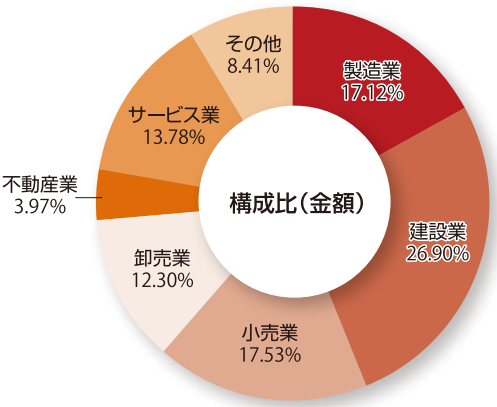

金融機関別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	5	42	6	90	5	70
地方銀行	1,344	12,894	1,189	11,557	1,414	17,755
第二地銀	673	6,354	554	5,718	795	9,023
信用金庫	688	6,915	737	6,992	1,010	10,103
信用組合	71	289	56	203	105	542
政府系金融機関	1	12	2	20	4	84
合　計	2,782	26,506	2,544	24,580	3,333	37,578

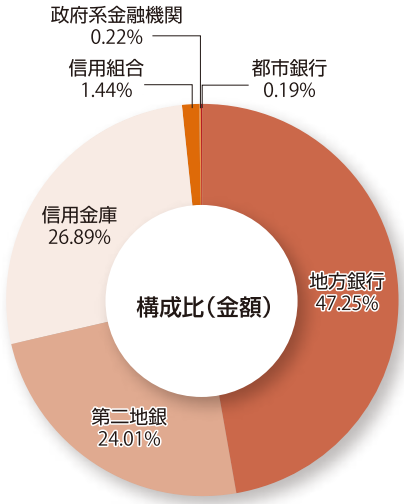

地域別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,304	12,880	1,214	11,925	1,556	18,599
丸亀市	266	2,706	246	2,506	338	3,488
坂出市	114	1,211	126	1,361	142	1,470
善通寺市	55	377	47	315	93	841
観音寺市	202	1,802	198	1,716	239	2,522
さぬき市	146	1,195	100	715	160	1,467
東かがわ市	94	972	91	1,193	96	1,224
三豊市	185	1,743	130	1,243	233	2,762
土庄町	46	541	41	412	51	639
小豆島町	61	469	52	472	70	944
三木町	77	612	74	671	79	970
直島町	5	80	3	40	4	71
宇多津町	56	546	51	366	59	612
綾川町	57	426	60	565	69	612
琴平町	38	395	29	244	41	369
多度津町	45	261	59	447	64	592
まんのう町	31	291	23	389	39	399
合　計	2,782	26,506	2,544	24,580	3,333	37,578

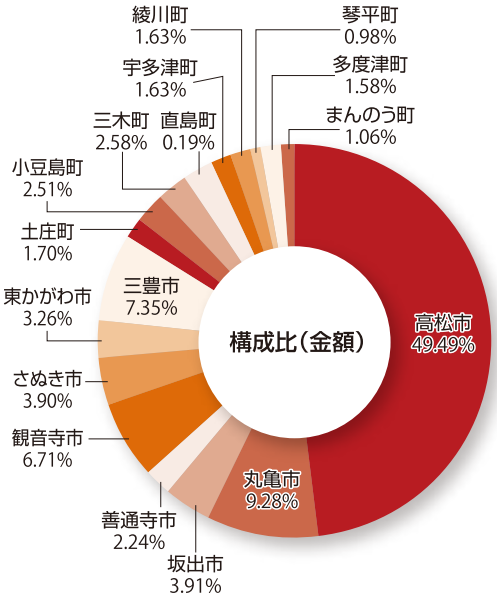

※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●保証債務残高

業種別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,073	15,683	1,857	13,962	1,707	14,271
建設業	2,970	17,634	2,846	16,797	2,866	19,020
小売業（飲食業含む）	2,502	12,879	2,328	12,070	2,256	12,977
卸売業	1,409	10,051	1,228	9,043	1,151	9,446
不動産業	281	2,017	281	2,026	302	2,441
サービス業	1,832	9,856	1,730	9,279	1,709	10,345
その他	860	7,630	780	6,789	745	7,090
合　計	11,927	75,750	11,050	69,966	10,736	75,590

2019年度グラフ

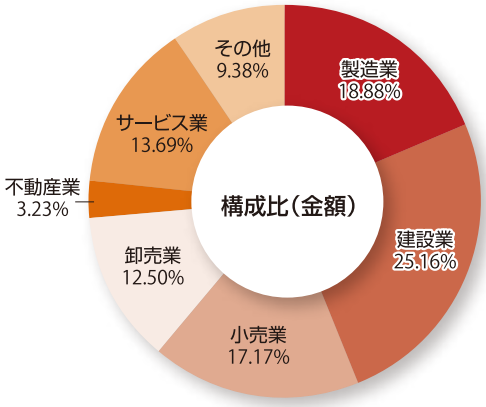

金融機関別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	48	524	32	365	24	284
地方銀行	5,956	38,939	5,477	35,274	5,150	37,049
第二地銀	2,849	17,965	2,581	16,584	2,521	18,013
信用金庫	2,669	16,824	2,602	16,550	2,704	19,045
信用組合	341	844	302	724	297	845
政府系金融機関	64	654	56	469	40	354
合　計	11,927	75,750	11,050	69,966	10,736	75,590

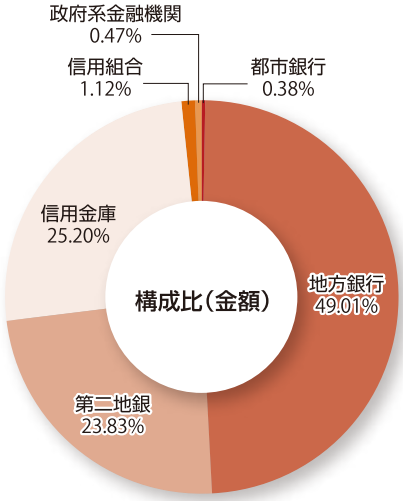

地域別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	5,260	34,752	5,033	32,905	4,990	36,778
丸亀市	1,257	7,822	1,163	7,146	1,147	7,489
坂出市	681	4,355	577	3,732	535	3,756
善通寺市	286	1,695	248	1,452	259	1,484
観音寺市	913	5,403	765	4,739	731	5,158
さぬき市	501	2,858	457	2,519	440	2,708
東かがわ市	430	2,759	395	2,660	354	2,508
三豊市	788	4,928	690	4,214	671	4,811
土庄町	215	1,360	184	1,185	173	1,271
小豆島町	301	2,070	280	1,879	257	1,868
三木町	259	1,502	261	1,522	262	1,737
直島町	26	191	21	153	21	165
宇多津町	211	1,436	209	1,385	204	1,373
綾川町	249	1,249	239	1,251	215	1,271
琴平町	161	1,111	147	948	133	892
多度津町	236	1,404	234	1,378	218	1,375
まんのう町	153	853	147	899	126	944
合　計	11,927	75,750	11,050	69,966	10,736	75,590

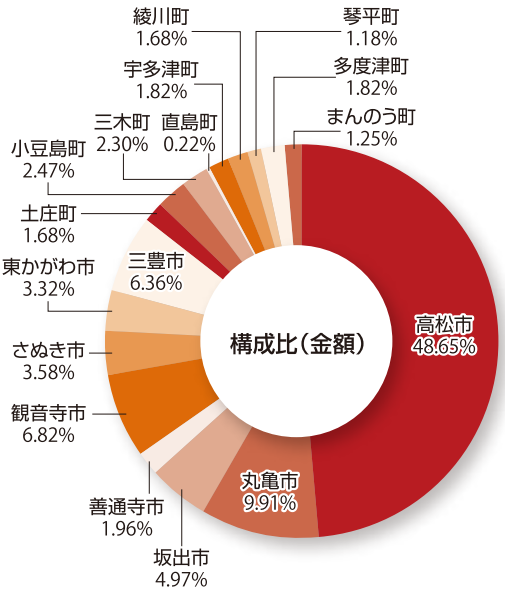

※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●代位弁済

業種別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	20	187	24	154	56	629
建設業	45	268	37	252	40	192
小売業（飲食業含む）	60	349	62	439	52	298
卸売業	21	131	49	323	33	196
不動産業	0	0	7	39	1	0
サービス業	27	175	28	112	45	271
その他	3	5	3	30	11	124
合　計	176	1,115	210	1,349	238	1,710

2019年度グラフ

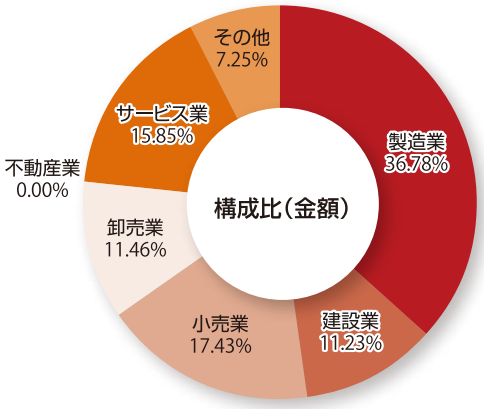

金融機関別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	0	0	0	0	1	3
地方銀行	68	654	73	604	122	1,054
第二地銀	51	217	71	498	52	363
信用金庫	47	209	54	216	58	276
信用組合	10	34	12	31	5	14
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0
合　計	176	1,115	210	1,349	238	1,710

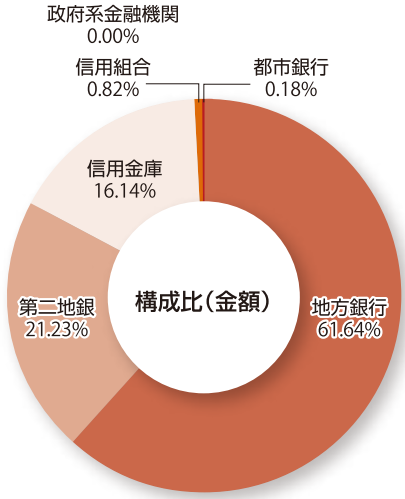

地域別

（単位：百万円）

	2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	4	558	95	666	105	666
丸亀市	7	97	22	91	13	56
坂出市	0	119	20	180	21	98
善通寺市	2	2	11	75	20	317
観音寺市	1	25	31	168	12	42
さぬき市	0	167	4	27	16	125
東かがわ市	3	22	4	17	12	71
三豊市	6	38	2	2	8	75
土庄町	2	0	4	15	1	2
小豆島町	1	29	5	30	3	62
三木町	1	2	0	0	5	19
直島町	4	0	0	0	0	0
宇多津町	7	11	1	2	10	134
綾川町	0	21	3	9	7	21
琴平町	2	3	8	66	0	0
多度津町	1	10	0	0	2	17
まんのう町	0	11	0	0	3	6
合　計	176	1,115	210	1,349	238	1,710

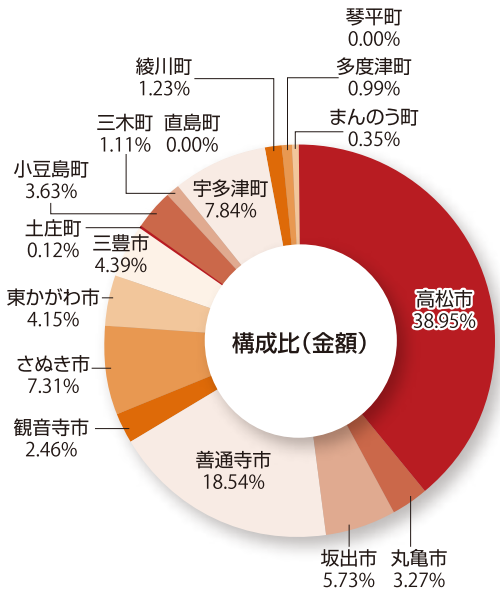

※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●貸借対照表

（2020年3月31日現在）　　（単位：円）

借　方		貸　方	
科　目	金　額	科　目	金　額
現金	37,675	基本財産	14,292,217,798
預け金	4,656,662,532	基金	6,282,295,620
有価証券	15,863,645,000	基金準備金	8,009,922,178
その他有価証券	5,752,147	制度改革促進基金	100,302,827
動産・不動産	177,516,191	収支差額変動準備金	4,031,616,190
保証債務見返	75,589,561,058	責任準備金	453,610,567
求償権	412,220,560	求償権償却準備金	148,668,145
雑勘定	359,427,097	退職給与引当金	370,317,767
内、未経過保険料	223,576,770	損失補償金	0
		保証債務	75,589,561,058
		求償権補てん金	0
		雑勘定	2,078,527,908
		内、未経過保証料	2,044,691,529
合　計	97,064,822,260	合　計	97,064,822,260

●貸借対照表用語説明

求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

●収支計算書用語説明

保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
求償権補てん金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

●収支計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日）　（単位：円）

科　目	金　額
経常収入	1,185,948,979
保証料	745,497,495
預け金利息	101,450
有価証券利息配当金	244,083,709
損害金	9,488,587
事務補助金	49,236,554
責任共有負担金	127,951,000
雑収入	9,590,184
経常支出	1,029,292,266
業務費	594,762,451
借入金利息	0
信用保険料	427,894,730
責任共有負担金納付金	5,644,613
雑支出	990,472
経常収支差額	156,656,713
経常外収入	1,675,878,205
償却求償権回収金	50,255,469
責任準備金戻入	420,143,671
求償権償却準備金戻入	102,576,167
求償権補てん金戻入	1,098,656,065
その他収入	4,246,833
経常外支出	1,930,344,081
求償権償却	1,319,553,465
雑勘定償却	7,811,051
退職金	0
責任準備金繰入	453,610,567
求償権償却準備金繰入	148,668,145
その他支出	700,853
経常外収支差額	－254,465,876
制度改革促進基金取崩額	78,492,773
収支差額変動準備金取崩額	19,316,390
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

●資金計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日）　（単位：円）

		金　額
Ⅰ. 事業活動による収入		263,556,582
業務収支		607,731,297
信用保証収支		－53,716,584
保証料	＋	1,188,027,308
回収（元損）	＋	468,054,584
代位弁済（元利）	－	1,709,798,476
信用保険収支		428,336,946
信用保険料	－	460,607,718
保険金・保険金納付金	＋	888,944,664
損失補償・責任共有負担金等収支		233,110,935
損失補償補てん金・損失補償納付金	＋	61,553,006
責任共有負担金・負担金納付金	＋	122,306,387
基金補助金・事務補助金等	＋	49,251,542
総務収支		－344,775,814
業務費・退職金支払	－	594,943,398
運用収入	＋	245,836,473
その他収入・支出	＋	4,932,210
Ⅱ. 投資活動による収支		273,624,782
定期預金・有価証券の増減※	－	－272,131,380
厚生基金の増減	－	－4,208,000
動産・不動産の増減	－	2,714,598
Ⅲ .財務活動による収支		0
借入金の増減	＋	0
出えん金・金融機関負担金等の増減	＋	0
Ⅳ. 現金及び現金同等物の増減額（Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ）		537,181,364
現金及び現金同等物の期首残高		2,984,518,843
現金及び現金同等物の期末残高		3,521,700,207
Ⅴ. 流動資産の増減額（Ⅳ＋※）		265,049,984
流動資産の期首残高		20,261,047,370
流動資産の期末残高		20,526,097,354

2019年度経営計画の評価（要約）

●業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、２０１８年４月からの信用補完制度の見直し内容を踏まえた各種取組をより深化させ、さらに将来を見据えた業務運営に努める。このため日常的な金融機関との対話を通じて、中小企業のニーズを把握し、その実態に応じた金融・経営支援を推し進める。

また、地方公共団体、金融機関及び経営支援機関等との連携・協調を一層強化し、実効性のある支援体制を構築することにより、地域経済の活性化に寄与する。

以上の方針のもと、次の事項を主要項目として取り組んだ。

Ⅰ　企業実態に応じた支援

金融機関とより連携を深め、多様な資金需要等への対応を行う。

また、地方創生に貢献するため、引き続き創業・事業承継支援及び経営改善・事業再生支援等に取り組む。

Ⅱ　回収の合理化・効率化

回収の最大化に取り組む。

連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉に努める。

Ⅲ　経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上、コンプライアンス及び危機管理の態勢維持・向上に取り組む。

Ⅳ　経営基盤の強化

業務運営の効率化、人材育成に取り組む。

●重点課題について

【保証部門】

Ⅰ　金融機関との適切なリスク分担

①　金融機関と連携した中小企業支援の推進

②　地域金融機関との連携強化と信頼関係の構築

・主要金融機関の本部を７回、金融機関営業店を約８０店舗訪問し、意見交換を行った。

・信用保証制度への理解を深めてもらうための保証協会業務講座を２回、事務手続きの研修会である金融機関と事務打合会を４回実施した。

・経営者保証を付さない新規保証を５件行い、条件変更により経営者保証を解除した実績は２件であった。

Ⅱ　多様な資金需要への対応

①　中小企業の多様なニーズへの対応

・ＨＡＮＤＹ　ＭＡＮＵＡＬの改訂版を発行した。

・次のとおり協会独自制度、地公体制度等の検証と見直しを行った。

　・提携保証「しんらい」の改正により、下期の承諾増加となった。

　・経営力強化保証について保証課でも対応できるように運用を変更した。

・現地調査、面談の実施については新規先を中心に可能な限り行うこととしており、実施割合は前期を大幅に上回った。

②　協会の認知度と保証利用度の向上

・保証推進のノベルティとしてボールペン、付箋を作成した。

・新規先保証推進キャンペーンを引き続き実施した。

③　地方創生への取組

・香川県観光協会と「インバウンドセミナー」を共催した。

・ＴＫＣ四国会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結した。

・随時、官民ファンドへの出資を行った。

【期中管理・経営支援部門】

①　早期の実態把握と適正管理

・前月末の延滞情報を事業部内に周知し、状況に応じて金融機関と善後策を協議した。

②「経営支援強化促進補助金」の活用

・経営改善計画策定支援７件、経営改善計画実行支援２３件、経営相談６件、創業計画策定支援１件を実施した。

③「経営サポート会議」の活用

・経営サポート会議を２６回開催した。

④　創業・事業承継支援

・創業連携の取組として、市町と地元の商工会議所・商工会を訪問した。
・創業塾（公益財団法人かがわ産業支援財団、高松市、三豊市、さぬき市、多度津町）へ講師を派遣した。
・事業承継ネットワーク会議へ出席した。
・事業承継融資の実績は１件であった。

⑤　経営改善・事業再生支援

・経営力強化保証７件、県再生支援融資１１件を実施した。
・再生支援協議会との定例会を１０回開催した。

⑥　早期事故案件についての情報共有

・早期事故案件５件について事業部内で情報共有した。

【回収部門】

①　求償権の早期実態把握による回収の効率化

・新規求償権について、債務者ならびに連帯保証人に対して行う代位弁済翌月の呼び出し前に関係者の資産把握や金融機関からの情報などを整理し、今後の回収の方向性を協議するための部内での新件ヒアリングを継続している。この取組により、個々の案件に応じた効率的な回収を行っている。

②　債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

次の取組を行い、回収目標４００百万に対し回収額４６８百万を達成した。

・分納金額の増額や任意処分による回収の促進のため、求償権回収実績表で毎月入金チェックを行い適宜督促や増額交渉に努めた。
　また、法的措置も前年を上回る４６件実施した。
・再生型回収については、９企業に対し再生計画に基づく回収を行ったことにより、対前年１３４百万円の回収増加となった。
・「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」は、１企業１名、求償権３口について行った。

【間接部門】

①　経営の透明性の一層の向上

・経営管理会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行った。

②　コンプライアンス意識の向上

・コンプライアンス意識の維持、向上のため「業務の適正な遂行について」、コンプライアンスニュース等の文書を発信した。
・外部講師によるコンプライアンス研修を２回実施した。
・５事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。

③　危機管理体制の整備

・連合会主導による「災害時等の信用保証協会における広域応援体制の整備について」を四国ブロックとして合意し、災害時の体制強化に努めた。
・「初期行動マニュアル　ハンドブック」冊子を役職員へ配布し、災害時対応の明確化を図った。
・安全確保行動訓練、対策本部机上訓練、安否確認訓練等の危機発生を想定した訓練を行った。

④　職員の能力開発

・連合会等の研修に延べ２６名を派遣した。また、延べ４４名が通信教育を受講した。
・新入職員に対する外部・内部研修を行った。
・階層別意見交換会を開催し、役職員の長期的な方向感の共有を図るとともに、階層別意見交換会での意見への対応について、テーマ別にプロジェクトチームを設置し具体化に取り組んだ。

⑤　**広報の充実**

・創立７０周年ロゴ、キャッチフレーズ入りの名刺やノベルティを作成し、様々な場面で活用することで認知度向上に努めた。

・（公財）かがわ産業支援財団と「業務連携、協力に関する覚書」を締結、中小企業支援体制の強化をアピールした。

●収支計画について

収支差額は△１４７百万円と見込んでいたが、以下の要因により、△１９百万円の実績となった。

①　保証承諾の増加により保証料収入が対計画比１０３．５%となり、経常収入全体で対計画比１０２．０%、金額で２３百万円上回り、経常支出は業務費が対計画比８６．５%、経常支出全体で対計画比８８．６%、金額で１３３百万円下回った。この結果、経常収支差額の計画額０百万円が１５７百万円の実績となった。

②　経常外収入のうち求償権補てん金戻入が対計画比１０５．５%となり全体で対計画比１０２．３%、金額で３８百万円上回ったが、経常外支出において求償権償却が対計画比１０２．７%、責任準備金繰入が対計画比１０６．４%、求償権償却準備金繰入が対計画比１０５．４%、経常外支出全体で対計画比１０３．８%、金額で７１百万円上回り、経常外収支差額の計画額△２２１百万円が△２５４百万円の実績となった。

●財務計画について

基本財産のうち基金は、２００５年度から県・市町への拠出要請を見合わせており、前年度末と同額の６２億８２百万円、基本財産総額は１４２億９２百万円となった。

外部評価委員会の意見等

１．保証推進

協会独自制度や提携保証「しんらい」の改正など、中小企業の多様なニーズに対応することで、保証承諾・保証債務残高が前年度実績及び計画額を上回ったことは、「中小企業の信用力の補完」という協会の機能を十分発揮した結果であり評価できます。

一方、かつて経験したことがない、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態により、企業活動に支障が生じている県内中小企業への支援は、協会が本来担う使命・役割であり、関係機関と緊密な連携・協力のもと、迅速かつ適切な業務運営を行われることを期待します。

２．経営支援

「経営支援強化促進補助金」や「経営サポート会議」を活用して、ライフステージに応じた経営支援に取り組んだことを評価します。また、これまで以上に創業支援や事業承継支援の重要性が増している中、各支援機関との連携を強化し、実効性のある支援体制の一旦を担うことを期待します。

３．金融機関との連携

保証推進・経営支援に当たって、本部や営業店訪問による情報交換など、金融機関との日常的な対話による連携強化、信頼関係の構築に努められたことは評価できます。今後とも、金融機関との連携を維持し、中小企業の実態に応じた支援に当たってください。

４．回収

厳しい回収環境の中にあって、代位弁済後の速やかな実態把握と回収方針の策定といった初動を徹底するなど、効率的な回収を行った結果、前年度実績並びに計画額を上回る実績となったことは評価します。引き続き、求償権管理の合理化・効率化に努めるとともに、債務者等の実情に応じた各種再生支援に取り組んでください。

５．コンプライアンス

外部講師による研修の実施など、コンプライアンス・プログラムを着実に実行するとともに、コンプライアンス意識の向上に努めています。なお、反社会的勢力に対しては、全国的に問題となる事例があれば周知するなど、職員の対応力を高める取組を継続・強化してください。

６．健全経営の維持

厳しい収支状況が続いていますが、健全経営の維持に向けて、経費の圧縮など努力されていることが窺われます。また、階層別意見交換会を開催するなど、組織全体の課題を役職員が共有するための取組が行われていますが、引き続き、風通しのよい健全な組織を目指し、コミュニケーションの活性化に努めてください。

第5次中期事業計画（2018年度～2020年度）（要約）

業務運営方針

「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」

中小企業に寄り添い、金融機関との対話を通じて、金融機関とともに金融・経営支援を推し進めます。
地域経済の活性化のために、金融機関や経営支援機関等と連携・協調して、中小企業の経営の改善発達を支援します。

Ⅰ　企業実態に応じた支援

1.　金融機関との適切なリスク分担

保証付融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせるなど適切な対応を行います。
日常的に金融機関と対話を行い、より一層緊密な連携体制の構築に努めます。

2.　多様な資金需要等への対応

多様な資金需要に的確かつ迅速に対応するための内部体制づくりに努めます。
経営者保証を不要とする取組については、経営者保証ガイドラインに則って適切に対応します。

3.　創業・事業承継支援

金融機関や関係機関との連携・協力をより強化します。

4.　経営改善・事業再生支援

経営改善や事業再生への寄与を着実にすべく、「中小企業再生支援ネットワーク推進会議」と連携・協力します。

5.　地域課題への対応

地方創生に一層の貢献を果たすため、地方公共団体や金融機関等と連携・協力を行います。

Ⅱ　回収の合理化・効率化

回収の最大化を図りつつ、連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉を行います。

Ⅲ　経営管理態勢（ガバナンス）の充実

1.　経営の透明性

重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

2.　コンプライアンス

役職員の意識の維持、向上と組織としての態勢の充実に努めます。

3.　危機管理

事業継続計画等の適正な運用に努めます。

Ⅳ　経営基盤の強化

1.　業務の運営の効率化

効率的な業務執行体制の構築や業務の見直しに努めます。

2.　人材育成

能力開発、資質の向上のための研修の充実に努めます。

2020年度経営計画（要約）

1. 経営方針

業務運営方針

第５次中期事業計画の最終年を迎え、基本方針「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」に沿って、金融機関との連携をより一層深めることにより、中小企業に寄り添った多様なサービスの提供に努めるとともに、金融・経営支援の更なる推進を図ります。

また、公的機関として地域の課題に向き合い、地方公共団体、金融機関及び経営支援機関等と連携・協調を図りながら、その解決に寄与することで地方創生に貢献します。

Ⅰ　企業実態に応じた支援

金融機関とより連携を深め、多様な資金需要等への対応を行います。

また、地方創生に貢献するため、引き続き創業・事業承継支援及び経営改善・事業再生支援等に取り組みます。

Ⅱ　回収の合理化・効率化

回収の最大化に取り組みます。

連帯保証人免除ガイドラインに基づく交渉に努めます。

Ⅲ　経営管理態勢（ガバナンス）の充実

経営の透明性向上に取り組むとともに、経営課題について役職員間で認識を共有し、一体感を醸成することで組織力の強化を図ります。

また、コンプライアンス及び危機管理体制の維持・向上に取り組みます。

Ⅳ　経営基盤の強化

業務運営の効率化、人材育成に取り組みます。

2. 重点課題

【保証部門】

Ⅰ　金融機関との適切なリスク分担

①　金融機関と連携した中小企業支援の推進

・信用保証の適切な利用について理解を求めつつ、連携・協調した取組を深めていきます。
・金融機関の支援状況の把握に努め、適時適切な支援を行います。

②　地域金融機関との連携強化と信頼関係の構築

・金融機関との研修会や店舗訪問を通して、「案件があればまず協会へ相談」という信頼関係を構築します。
・経営者保証を求めない取組について、金融機関の支援状況を確認しながら適切に対応します。

Ⅱ　多様な資金ニーズへの対応

①　中小企業の多様なニーズへの対応

・ニーズに対し迅速に応えるために、マニュアル整備、業務の見直しを適時行い改善に努めます。
・協会独自制度や地公体融資制度について検証を行うとともに、内容の充実と利用の推進を図ります。
・中小企業からの種々の相談に対して、適切な対応を行います。

②　協会の認知度と保証利用度の向上

・中小企業や金融機関へ情報発信を行い、協会の認知度向上・利用企業者の拡大を図ります。
・事務手続の効率化を図り、中小企業へのタイムリーな支援ができるように取り組みます。
・商工関係団体等との情報交換に努め、保証利用の利便性を高める取組を行います。

③　地方創生への取組

・地域活性化のため、協会独自制度や地公体融資制度などの利用促進を図ります。
・商工関係団体とのセミナーの共催、講師派遣を通じ地域課題への対応に参加します。
・官民ファンドへの出資を行うとともにファンド支援企業の支援に積極的に関わります。

【期中管理・経営支援部門】

①　早期の実態把握と適正管理

・延滞先について、事故になる以前の段階からフォローしていきます。

②　「経営支援強化促進補助金」の活用

・顧客への現地訪問を通じて、経営支援が必要な企業の抽出を適切に行います。
・専門家による経営相談及び創業相談を行い、経営改善計画・創業計画の策定及びモニタリングを中心とした実行支援を行います。

③　**「経営サポート会議」の活用**

・「経営サポート会議」を積極的に活用します。

④　**創業・事業承継支援**

・創業計画策定段階からの検討・協議に努めます。
・事業承継ネットワークとの連携・協力を強化して事業承継支援に積極的に取り組みます。
・創業・事業承継支援の資金繰り支援では地公体融資制度を積極的に活用するとともに金融機関と協調の取組を推進します。

⑤　**経営改善・事業再生支援**

・専門家派遣を活用した支援（相談、改善計画策定、改善計画実行支援）に取り組みます。
・経営改善に資する保証制度の活用に積極的に取り組みます。
・経営者保証についてガイドラインに則った運用を行います。
・個別企業の実情を勘案したきめ細かな対応に留意します。
・経営支援の効果検証、取組改善のため経営支援に係るデータの蓄積を行います。

⑥　**早期事故案件についての情報共有**

・早期事故については、事業部と管理部にて情報共有を行い、必要があれば経営支援を行います。

【回収部門】

①　**早期実態把握による回収の効率化**

・債務者等の実態把握と担保物件の調査等を早期に行い、策定した回収方針に基づき、速やかに回収に着手します。

②　**債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化**

・債務者等の状況を把握し、適宜督促・交渉を行い、回収を促進します。また、状況に応じて必要な法的措置を行います。
・「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を検討します。

【間接部門】

①　**組織力の強化及び組織の活性化**

・「中期事業計画」及び「年度経営計画」に基づく経営方針・経営課題は、役職員間での認識共有について一層の向上を図ります。
・経営計画はホームページやディスクロージャー誌にて公表するなど、適切に情報公開して透明性を確保します。

②　**コンプライアンス及び危機管理体制の維持・向上**

・「コンプライアンス・プログラム」に基づく各種取組を着実に実施します。
・反社会的勢力等への対応は、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」等を適正に活用して情報収集に努めるとともに警察等関係機関と連携し、取引の未然防止、排除に努めます。
・事業継続計画の実効性を高めるための訓練や検証を実施し、危機管理体制の強化に取り組みます。

③　**厳しい経営環境を踏まえた効率的な業務執行体制の構築**

・「組織・人員管理基本方針」の適切な進行管理に努めます。
・財務基盤維持のため、コスト意識をもって業務の効率化を図ります。

④　**人材育成**

・職員の能力開発のため、外部研修、通信教育等の自己啓発、ＯＪＴなど各種研修を引き続き実施します。
・外部機関との交流を積極的に行うことで、視野の広い職員を育成するとともに、内部研修会や報告会を実施し、知識や見識の共有を図ります。

⑤　**働きやすい職場環境の整備**

・「働き方改革」への対応等を含め、働きがいのある職場環境づくりに努めます。

⑥　**積極的な広報・情報発信**

・新聞等への情報提供による積極的な広報を行うとともに、ホームページやＳＮＳ等を活用してタイムリーな情報発信を行うなど、広報手段の多様化を図ります。
・地方公共団体や経営支援機関等と連携したセミナー等に積極的に参画し、中小企業者に直接関わる機会を広げることで、協会の認知度向上を図ります。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は２００９年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

〔基本的姿勢〕

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、３つの基本姿勢を定めました。

1. **信用保証協会の公共性と社会的責任**
   公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. **法令やルールの厳格な遵守**
   あらゆる法令やルールを厳格に順守し、社会的規範にもとることない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. **反社会的勢力との対決**
   市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

■コンプライアンス組織体系図

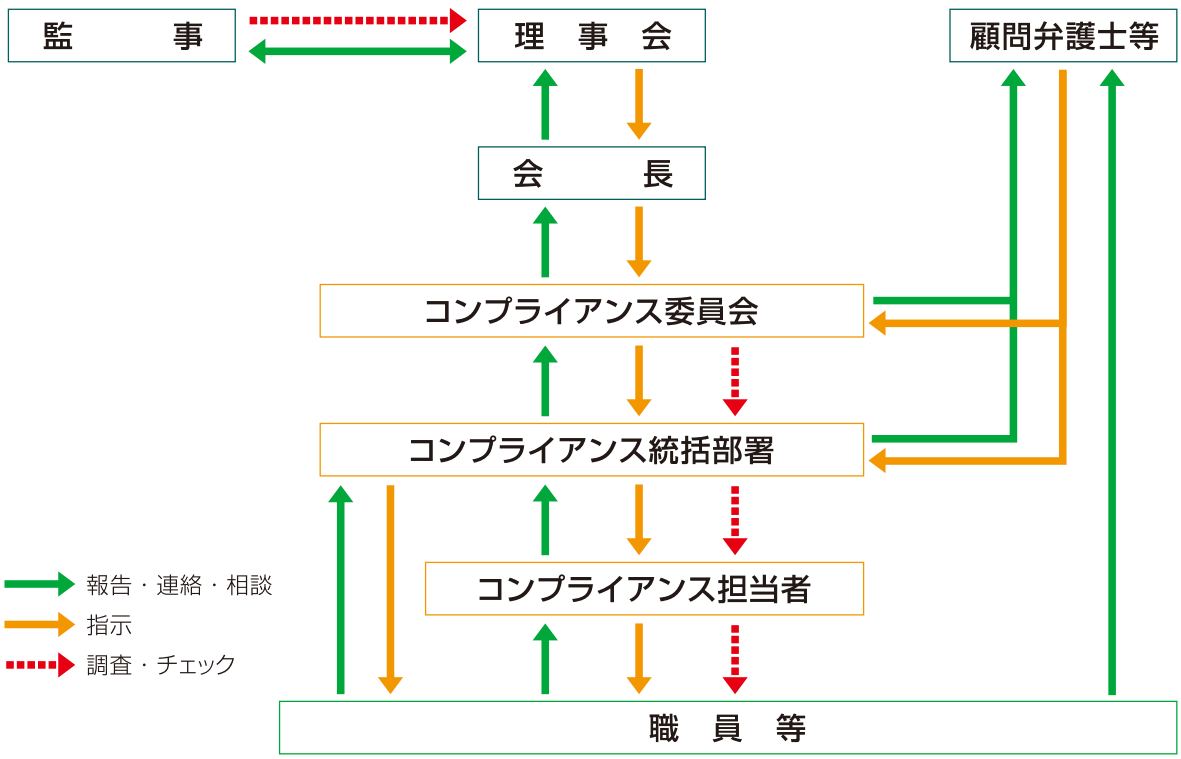

個人情報保護

●個人情報宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和２８．８．１０法律第１９６号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の１．「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

・当協会は、「個人情報保護法」第２３条第５項第１号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

（6）保有個人データの開示・利用目的の通知

・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
・請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書１枚につき５００円）をいただきます。

（7）保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
・お客様の個人情報を「個人情報保護法」第２３条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
・（６）（７）の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の８．（３）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

（8）質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

（9）開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号　087-851-0061
部 署 名　総務部　総務企画課

役員・組織図

●役員一覧

役員名	氏名	公職
会長	天雲俊夫	
専務理事	合田隆行	
常務理事	泉川雅俊	
常勤理事	石丸正明	
理事	近藤清志	県商工労働部長
理事	綾宏	坂出市長
理事	大山茂樹	さぬき市長
理事	上村一郎	東かがわ市長
理事	谷川俊博	県町村会会長
理事	平田喜一郎	県商工会議所連合会副会長
理事	篠原公七	県商工会連合会会長
理事	国東照正	県中小企業団体中央会会長
理事	藤村晶彦	百十四銀行取締役常務執行役員
理事	関幹生	香川銀行常務取締役
理事	西明寺康典	中国銀行常務執行役員四国地区本部長
理事	大橋和夫	高松信用金庫理事長
理事	五味正毅	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	堤博敬	
監事	鍋嶋明人	日本公認会計士協会四国会顧問
監事	水谷正裕	観音寺市民会館顧問
顧問	小牧義弘	日本銀行高松支店長

（2020年6月25日現在）

●組織と事務分掌

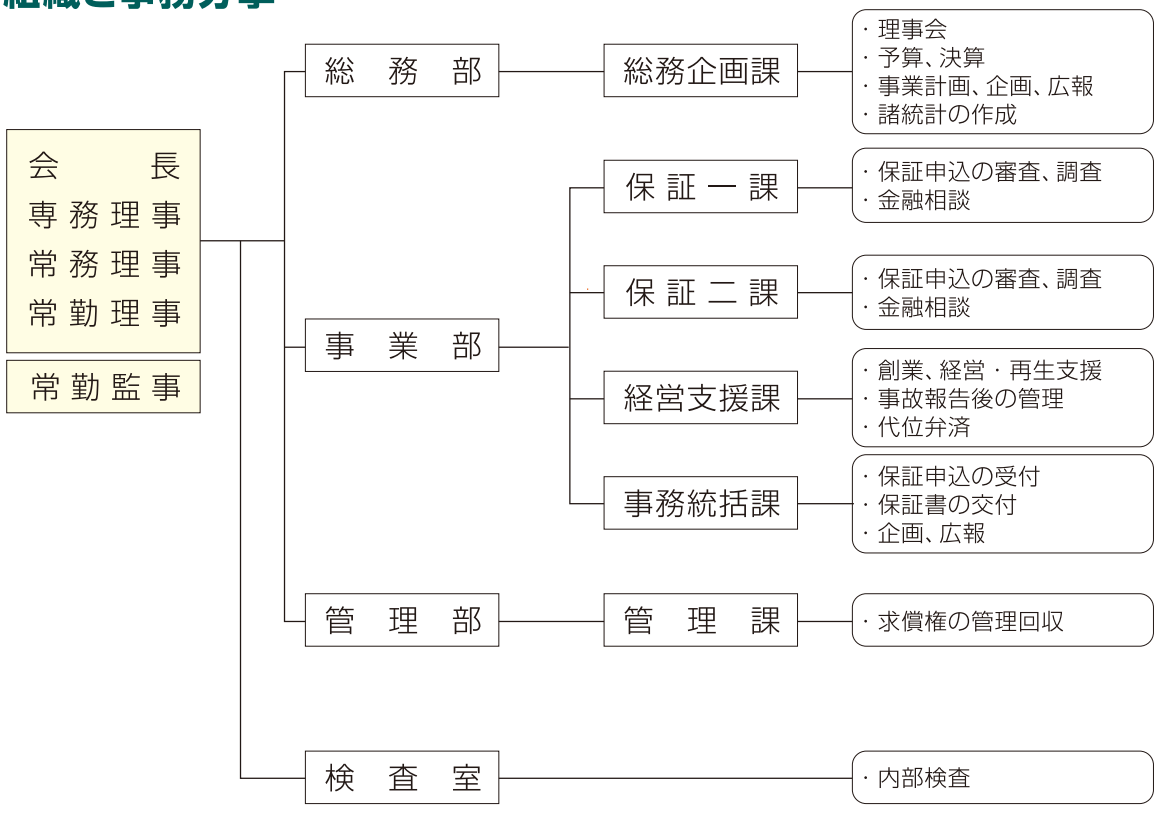

REPORT 2020

香川県信用保証協会レポート

© 光プロダクション

KAGAWA GUARANTEE
香川県信用保証協会

TEL 087-851-0061
https://www.kagawa-cgc.com/

発行：2020年9月